

町営バスの新交通への変革に向けた公共ライドシェア実証運行及び交通形態の検討業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、町営バスの新交通への変革に向けた公共ライドシェア実証運行及び交通形態の検討業務(以下、「本業務」という。)の実施に当たり、公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件に該当する事業者から、公募により業務委託に関する企画提案を受け、海陽町(以下「本町」という。)が設置する審査委員会において内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者と随意契約を締結する。

3 業務の概要

(1) 業務委託名

町営バスの新交通への変革に向けた公共ライドシェア実証運行及び交通形態の検討業務

(2) 業務委託の内容

業務委託の内容は以下のとおり二つの業務を併せて実施するものとし、別紙「町営バスの新交通への変革に向けた公共ライドシェア実証運行及び交通形態の検討業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおりとする。

①穴喰地区におけるデマンド交通システム導入業務

②海陽町地域交通検討調査業務

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日(金)まで

(4) 提案上限額

①穴喰地区におけるデマンド交通システム導入業務

22,880千円(消費税及び地方消費税相当含む)

②海陽町地域交通検討調査業務

9,625 千円(消費税及び地方消費税相当含む)

※①及び②に関しては、それぞれの業務における金額の範囲内で実施し、両者の合計金額として扱うものとする。

本業務は、国土交通省「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(「交通空白」解消緊急対策事業)」を活用して実施することから、当該補助金の全部又は一部が交付決定されなかったときは、調整の上、業務内容及び提案上限額を変更し、契約締結する場合、又は契約を取りやめる場合がある。

予定より補助金の決定が遅れた場合は、契約締結日が予定日より遅れることがある。

なお、契約のとりやめ、遅延等によって発生した損害について、本町は責任を負わない。

4 担当課及び連絡先

〒775-0295 徳島県海部郡海陽町大里字上中須 128 番地

海陽町住民環境課（担当:堀川）

電話番号:0884-73-4152 FAX:0884-73-3097

メールアドレス: juminkankyo@kaiyo-town.jp

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者(共同企業体を含む。)は、下記に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 応募書類提出期限において、本町の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 参加申込書提出時点において、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
- (4) 審査委員会の日の6カ月前から現在までの間、金融機関等において不渡りした者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 本業務を確実に遂行するための実施体制を構築できること。
- (7) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有していること。
- (8) 過去に、同種又は類似業務の実績を有していること。

6 実施スケジュール

項 目	日 程	備 考
公募開始	令和7年6月18日(水)	本町ホームページに掲載
質問の受付期限	令和7年6月27日(金) 午後5時必着	電子メールにより提出
質問に対する回答	令和7年7月1日(火)	本町ホームページに掲載
参加表明書提出期限	令和7年7月7日(月) 午後5時必着	持参又は郵送により提出
参加資格審査結果通知	令和7年7月11日(金)	電子メールにより通知
企画提案書等の提出期限	令和7年7月18日(金) 午後5時必着	持参又は郵送により提出
プレゼンテーション審査	令和7年7月下旬予定	日程等は提案者に別途通知
審査結果の通知	令和7年7月下旬予定	郵送により通知
契約協議・契約締結	令和7年8月上旬予定	

※各項目の日程については、都合により変更の可能性あり。

7 質問及び回答方法

本プロポーザルに関する質問は、下記の方法で提出すること。ただし、企画提案書の提出に必要な事項及び業務実施にかかる条件に限るものとし、評価及び審査にかかる質問は一切受けない。

(1) 質問の受付

① 受付期限

令和7年6月25日(水)から令和7年6月27日(金)午後5時必着

② 質問方法

質問書(様式第6号)により、受付期限までに電子メールにて提出すること。電子メール以外の方法による質問は受け付けない。メールのタイトルは「町営バスの新交通への変革に向けた公共ライドシェア実証運行及び交通形態の検討業務に関する質問(事業者名)」とすること。また、電子メール発信後は必ず電話にて送信の旨を連絡すること。

③ 提出先

海陽町住民環境課(担当:堀川)

メールアドレス juminkankyo@kaiyo-town.jp

(2) 質問の回答

① 回答期日

令和7年7月1日(火)

② 回答方法

本町ホームページに掲載することとし、個別の回答は行わない。

8 参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加者」という。)は、次の参加表明に係る書類を下記の要領で提出すること。

(1) 提出書類

① 提案参加表明書(様式第1号)

② 事業者(会社)概要書(様式第2号)

③ 暴力団排除に関する誓約書(様式第3号)

④ 業務実績書(様式第4号)

※同種又は類似業務の実績を記入すること。

⑤ 参加資格要件確認誓約書(様式第5号)

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和7年7月7日(月)午後5時必着

(4) 提出方法

提出期限までに持参又は郵送により提出すること。

(5) 辞退

参加表明書を提出した後、提案を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに参加辞退届(様式第7号)を持参又は郵送により提出すること。

(6) 提出先

海陽町住民環境課（担当：堀川）

〒775-0295 徳島県海部郡海陽町大里字上中須128番地

9 参加資格審査と結果の通知

参加表明に係る書類により参加資格審査を行い、令和7年7月11日(金)までに、参加資格確認結果通知書を提案参加表明書に記載された担当者に電子メールにて通知する。

10 企画提案書類の提出

本要領第9項より参加資格要件を満たすと認められた参加者(以下「提案者」という。)は、次の提出書類を下記の要領で提出すること。原則として、企画提案書は1者1提案とする。また、提出書類を受付けた後の追加及び修正は認めない。

(1) 提出書類

① 企画提案書表紙(様式第8号)

② 企画提案書(任意様式)

ア 実施体制

イ 実施スケジュール

ウ 実施方針

エ 仕様書に即したプランの提案

目次等を含めA4判30ページ以内とすること(図表等は必要に応じた用紙サイズでも可。)なお、文字サイズは10.5pt以上とし、十分な余白を設けること。

※仕様書を確認の上、業務の内容、実施スケジュール等について具体的で分かりやすく提案し、記載すること。

③ 参考見積書(A4サイズ、任意様式)

ア 本要領第3項第4号の業務名ごとに見積書を作成し、同号の業務を実施すること。

イ 業務内容及び人件費等の積算根拠がわかる内訳を添付すること。

ウ 見積金額は、税抜金額、消費税及び地方消費税、税込金額を明記し、本要領第3項第4号に定める提案上限額以内であることとする。また、本業務の見積もりとは別に、初年度から5年間のシステムにおける運用費用(ランニングコスト)及び次年度以降のシステム拡張に係る費用の参考金額についても併せて提出すること。

エ 見積書の宛名は「海陽町長宛」とし、事業者名及び代表者氏名、事業者の所在地を必ず記載し、代表者印を押印すること。

④ 業務実施体制調書(様式第9号)

業務を受託した場合の業務実施体制(組織、スタッフ、社内及び社外のバックアップ体制、各事業者の役割等)及び業務に従事するスタッフの業務経歴を記述すること。

⑤ 類似業務の受託実績書(様式第10号)

過去3年間(令和4年度から令和6年度)に受託した、本要領第3項第2号の業務委託ごとの類似業務の実績を記述すること。

(2) 提出部数

11部(押印が必要なものについては、正本1部のみ押印。副本10部は複写可とする。)

(3) 提出期限

令和7年7月18日(金)午後5時必着

(4) 提出方法

提出期限までに持参又は郵送(郵送書留その他これに準ずる方法に限るものとし、提出期限内に必着のこと。)にて提出すること。

(5) 提出先

海陽町住民環境課 (担当:堀川)

〒775-0295 徳島県海部郡海陽町大里字上中須128番地

11 提出書類の著作権等の取り扱い

- (1) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本町は、本業務に係る範囲において公表する場合、その他本町が必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用できる。
- (2) 本町は、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

12 失格事項

下記のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 本要領第5項に掲げる参加資格要件を欠くことになった場合。
- (2) 本要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合。
- (5) 見積書の金額が本要領第3項第4号に掲げる提案上限額を超える場合。
- (6) 選定結果に影響を与えるよう不誠実な行為を行った場合。
- (7) 評価の公正・公平な実施に支障があると認められる場合。
- (8) その他審査委員会が社会通念に照らし失格にあたりと認める場合。

13 企画提案の審査方法及び評価基準

(1) 審査委員会の設置

企画提案の審査、評価及び契約候補者の選定を行うため、町営バスの新交通への変革に向けた公共ライドシェア実証運行及び交通形態の検討業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、本プロポーザルの実施及び企画提案に関する審議を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行う。審査委員会の委員は、本業務に係る職員等で構成する。

(2) 審査方法

① 応募事業者資格の確認審査

本業務の発注者は、応募資格の確認審査を参加申込書類等により実施し、本要領に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認する。なお、資格不備の場合には失格とする。

② プレゼンテーション及びヒアリング審査

提出された提案書に基づき、1 事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。ただし4者以上の提案があったときは、書類審査を行い、プレゼンテーションの対象となる応募事業者をあらかじめ選定できるものとする。

ア 日時・場所 提案者に別途通知

イ 持ち時間等 プレゼンテーション30分、ヒアリング20分

ウ 説明 出席者は5名までとし、提出した提案書類に沿って説明すること。追加資料の使用は認めないが、提案書の要約である説明用スライドの投影は認める。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

エ 説明者 説明は、業務実施体制調書に記載された業務責任者または担当者が行うこと。

オ 準備物 パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。

(プロジェクター及びスクリーンは、発注者において準備する。)

カ プレゼンテーションを行う順番については、提案書類の受付順とする。

③ 評価基準

別紙「評価基準表」のとおりとする。

(3) 評価審査

① 審査は、審査委員会において、企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリング応答の内容を総合的に評価するものとする。

② 各審査委員が採点した結果を集計し、合計点が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、最高点の者が複数の場合は、審査員の投票により契約候補者を選定する。

③ 応募事業者が1者の場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

④ 審査委員会において、評価された評価点は60点を最低評価点とし、最低評価点を満たさないときは原則選定しないものとする。

(4) 契約候補者の決定

発注者は、審査委員会の審査結果を踏まえて、契約候補者を決定する。なお、契約候補者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。

(5) 選定結果の通知

審査の結果は、審査委員会終了後参加者全員へ通知するとともに、選定された契約候補者の名称と総評価得点を本町ホームページに掲載する。

(6) その他

総合評価点が1位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、契約候補者に選定しないことがある。

14 契約の締結

(1) 契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と本町が協議・調整を行ったうえで契約を締結する。その際は、協議の結果に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。

(2) 契約候補者と協議が整わない場合や、契約候補者が契約締結までに参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点契約候補者と契約締結の交渉を行うものとする。

- (3) 本業務は、国土交通省「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(「交通空白」解消緊急対策事業)」を活用して実施するものであり、補助金交付決定後に契約を交わすものとする。

15 留意事項

- (1) 提案募集に参加する場合は、本プロポーザルに係る実施要領、仕様書等を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 本プロポーザルに係る実施要領・審査等に関する異議は受け付けない。
- (3) 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 本町が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (5) 企画提案書は1者につき1案とする。
- (6) 提出した書類の全部又は一部を変更することはできない。ただし、脱漏又は不明確な表示があった場合等において、本町が認めた場合はこの限りではない。
- (7) 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本法定通貨に限る。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止等の措置を行うことがある。
- (9) 他の応募者から提出される企画提案書等は閲覧できない。
- (10) 提出された書類は一切返却しない。
- (11) 電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- (12) 本町が提供する資料は、提案の検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、本件に際して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。